

第70回全国議事記録議事運営事務研修会 分科会討議課題

参加者の皆様からお寄せいただいた討議課題を整理して、以下のとおりにまとめました。なお、26日の分科会で発表していただく課題については、研修会当日に提示します。

第1問 議事録作成業務の効率化について

働き方改革の推進が求められている中で、本市においても全庁的な業務見直しを図っている。特に議事録の作成は日常業務においても比較的時間を要する業務であるため、現在行っている作成方法や手順、対象などを見直し、改善したいと考えている。

については、今回研修に参加される各議会事務局の作成手法をご教示いただき、適正な議事録の作成かつ事務効率を高められる取り組み手法についての討議、意見交換を希望する。

第2問 時代に合わせた会議録作成のあり方について

- 1) 速記者は不要ではないか。
- 2) 音声認識システムを導入すべきではないか。
- 3) 会議録の「電磁的記録」に音声データや動画のデータが該当しないのか。

※近年、音声データの情報公開請求を受けることが多くなっており、一部の市民は調製された会議記録ではなく、音声データを正の記録として捉えているように感じられる。調製し署名された会議記録だけが正規の会議記録としている議会の考え方と市民の考え方にギャップができていくように感じる。

第3問 会議録における個人情報の取り扱いについて

一般質問等で議員が個人情報に関することを発言し、閉会后、議員もしくは個人情報に関係する者から取り消し依頼があった場合、どのように対応したらよいか。

第4問 速記録交付願が出されたときの校閲方法について

本市の場合、速記録交付願が出された場合、優先的に校閲を行い、約3週間後に交付しているが、速報版（本会議終了後約1カ月）との差が余りない場合がある。他都市の状況及び早期交付に向けて工夫している点を教示いただきたい。

第5問 会議録の保存について

古い会議録の経年劣化等が進行する中で、会議録を後世に残していくために講じている対策があれば伺いたい。

一つの方法として、古い会議録の電子データ化が考えられるが、実施または検討している事例があれば伺いたい。また、そのメリット・デメリットについてもあわせて伺いたい。

第6問 会議録作成上の諸問題について

(1) 最近の本会議では、議員がパネルを持ち込み一般質問を行うことが多くなっている。現在、会議録は発言のみを記載しているが、できるだけその場の情景が分かるような会議録としたいが、どのような方法が考えられるか。

(2) 本会議の委員会審査の結果を委員長が報告する中で、原稿を読み飛ばし、そのことが本会議終了後に判明した場合、会議録としても前後のつじつまが合わないことになる。どのように対処すればよいか。

第7問 常任委員会の会議録について

常任委員会での会議録作成は、事務局職員がICレコーダーに基づき作成している。その過程において、執行部(説明発言者)の確認を求め確定版としている。その際、整文に関して基準を定めているか、また執行部へ会議録作成途中で確認等を求めているか伺いたい。

第8問 委員会会議録のホームページでの公開について

委員会会議録をホームページで公開しているか、他市の状況を確認したい。

公開している場合については、公開の方式(市議会ホームページ内で公開しているか、外部サービスを利用して公開しているか)

第9問 議会の効率化について

議会開会日の諸般の報告や議員派遣の報告を『お手元に配付のとおり』とし、当日の口述を省略している議会があるが、会議録にも配付資料とし、添付されているか。また、ホームページの会議録でも同様に資料が閲覧できるようにされているか。

今後、議会を円滑、効率的に進めることで開会時間を少なくすることができれば、災害対応時等も含め、住民福祉の向上にも繋がると思うが、議会運営上、資料を添付することで口述の省略が可能な内容は何があるか。(町村では職員の数も限られ、議会開会中、三役はもちろん、部課長級全員が議会に拘束されているのが現状である)

それぞれの議会での現状も含め、効率的、合理的、かつ住民にもわかりやすい会議録の作成に取り組まれていることがあれば教えていただきたい。

第10問 人事に関する議案での除斥について

教育長、教育委員会委員、監査委員(議員以外)、固定資産評価審査委員会委員、人権擁護委員などの人事に関する議案の審議における除斥は必要か。

地方議会運営辞典(ぎょうせい)によれば、「除斥」について、「一身上に関する事件」で直接的かつ具体的利害関係が認定できるものでなければならず、例として「副知事、副市町村長の選任」「監査委員の選任」の記載はあるが、これ以外の委員についての記載はなく、この場合の「監査委員」が議員も含めた監査委員を指しているのかわからない。また、各種委員については、直接的かつ具体的な利害関係が認定できるものなのか。

なお、除斥が必要であるとする場合、その候補者と議員との血縁関係をどうやって調査したらよいか。

第 11 問 本会議、委員会において理事者欠席の際の代理出席及び説明、答弁について

- 1) 本会議及び委員会の理事者の出席範囲
- 2) 同じく、理事者欠席の手続き
- 3) 同じく、理事者欠席時の代理出席の有無
- 4) 同じく、欠席理事者が所管する議案説明及び答弁の取り扱い

第 12 問 議員間討議の実施について

実施している場合、本会議か、委員会か、その他の会議か
規則等で定めているか・実施方法
制限はあるか（時間、回数、内容等）
実施している場合＝それぞれの理由及び問題点
実施していない場合＝その理由及び議会内の検討の有無

第 13 問 反問権の付与について

付与している場合、本会議か、委員会か、その他の会議か
規則等で定めているか・実施方法
制限はあるか（時間、回数、内容等）
実施している場合＝それぞれの理由及び問題点
実施していない場合＝その理由及び議会内の検討の有無

第 14 問 発言の取り消しが拒否された場合の対応について

本会議において、議員が発言の取り消しを拒否した場合、議長において取り消し命令を行うことになるが、どのように対応するのが望ましいか。

第 15 問 障害者への議会对応（会議録等）について

障害者（特に聴覚障害者、視覚障害者）の方への議会（会議録等）対応を伺いたい。

第 16 問 議会の傍聴について

本市は昭和 58 年制定の傍聴規則で、傍聴者は氏名住所を記入、撮影・録音・録画は原則禁止で許可制となっている。現在は、議場外でも市役所ロビー等に設置されている審議中継テレビ映像を通じて傍聴できるところが多いし、インターネット中継も増えている。この現状に適した傍聴者対応・規則について討議できればと思う。(91)